

(別表 1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標				
<b>I. 現状</b>				
<b>(1) 地域の災害リスク</b>				
<b>(洪水 : ハザードマップ)</b>				
安芸高田市のハザードマップによると、「江の川上流」、「多治比川（江の川水系）」、「三篠川（太田川水系）」が、浸水被害を引き起こす可能性があるとして警戒する対象河川となっている。特に「江の川」と「多治比川」流域は、市役所本庁及び当商工会も立地する商業集積地だが、その広い範囲が浸水想定区域に入っている、想定最大規模の降雨では、10m近くの浸水が想定される場所もあり、相当大規模な被害が想定される。				
<b>◆安芸高田市 Web 版ハザードマップ</b>				
<u><a href="https://www.akitakata.jp/hazardmap/flow_01.html">https://www.akitakata.jp/hazardmap/flow_01.html</a></u>				
<b>(土砂災害 : 安芸高田市地域防災計画、ハザードマップ)</b>				
安芸高田市が「安芸高田市地域防災計画（令和6年11月）」において公表している土砂災害警戒区域は、安芸高田市内全域で合計1,955（前回1,890）か所と、全体では前回計画策定期より55ヶ所増加しており、多くの危険個所があることが伺える。				
<b>◆土砂災害警戒区域（特別警戒区域含む）指定箇所一覧表</b>				
地 域	急傾斜地の崩壊	土石流	地すべり	合 計
吉 田 町	194	147	1	342
八 千 代 町	110	97	1	208
美 土 里 町	184	115	0	299
高 宮 町	341	185	1	527
甲 田 町	115	161	0	276
向 原 町	110	192	1	303
合 計	1,054	897	4	1,955
<b>(地震による災害 : 安芸高田市地域防災計画、ハザードマップ)</b>				
安芸高田市地域防災計画による被害想定結果によると、安芸高田市直下地震においては最大震度6強、南海トラフ巨大地震においては最大震度6弱の地震が発生すると予測されている。また、安芸高田市のハザードマップによると、直下地震では市中心部が震度6強の発生する区域と予想されている。				
<b>(感染症)</b>				
新型インフルエンザは、10年から40年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。また、新型コロナウイルス感染症のように国民の大部分が免疫を獲得しておらず、全国的かつ急速なまん延により、本市民の生命及び健康に重大な影響を与える恐れがある。				

## (2) 商工業者の状況

・商工業者数 1,292 社 ・小規模事業者数 958 社 (令和7年度 商工会実態調査)

<表1 商工業者内訳>

合計	建設業	製造業	卸売業	小売業	飲食・宿泊業	サービス業	その他
1,292	170	155	49	243	94	417	164
割合%	13.2	12.0	3.8	18.8	7.3	32.3	12.6

<表2 法定商工会員内訳 R2.3.31とR7.3.31の比較>

	合計	建設業	製造業	卸売業	小売業	飲食・宿泊業	サービス業	その他
R2.3.31	637	148	112	11	161	47	124	34
	割合%	23.2	17.6	17.2	25.3	7.4	19.5	5.3
R7.3.31	613	151	106	10	141	45	127	33
	割合%	24.6	17.3	1.6	23.0	7.3	20.7	5.4
差引増減	▲24	3	▲6	▲1	▲20	▲2	3	▲1

### ・商工会員数の推移

近年の商工会員数の減少の原因は前回計画時同様に、代表者の死亡、事業廃止、市街転出などの理由による法定脱退者が圧倒的に多い。表2のとおり、安芸高田市商工会管内においては特に小売業の減少が大きいが、総体的に経営資源の脆弱な小規模事業者が慢性的に抱えている「売上の確保」「仕入条件の改善」「商品構成の見直し」等の基本的な経営課題の改善に着手できずに、利益の確保に至らず廃業に追い込まれるケースが多い。

このことに加えて、多発する「自然災害」や今年の「新型コロナウイルスの感染」など、新しい課題に対抗し事業を継続していくためには、事業所BCPを計画することが重要な条件となってきた。

## (3) これまでの取組み

### 1) 安芸高田市の取組み

#### ①安芸高田市地域防災計画の策定

- ・令和6年11月に改訂版を策定（基本編・震災対策編・南海トラフ地震防災対策推進計画）

#### ②安芸高田市水防計画の策定

- ・令和6年11月に改訂版を策定

#### ③情報伝達

- ・戸宅端末（お太助フォン）、緊急速報メール（エリアメール）、安芸高田市公式LINE（登録制）、安芸高田市公式Facebook、消防団による広報等の利用により、災害時には速やかに安芸高田市民に周知を行っている。

#### ④Web版ハザードマップの公開

- ・安芸高田市民が土砂災害の危険個所や河川の浸水想定区域などを、より確認しやすく

するために安芸高田市防災ハザードマップ Web 版を公開した。

⑤災害協定の締結

- ・行政機関や消防機関、指定公共機関等と協定を締結し、災害時の相互応援や協力体制を構築している。また、民間事業者とも協定締結し、それぞれの事業者の強みを活かした支援関係を構築している。

⑥自主防災組織の育成、指導

- ・災害時における被害の防止又は軽減を図るため、隣保協同の精神に基づき、地域住民による自主的な防災組織の育成、指導を図っている。

⑦防災備蓄の備蓄

- ・食料や寝具、日用品等の物資を、本庁及び各支所に分散備蓄を行っている。

## 2) 当会の取組み

- ①令和3年8月豪雨における被災事業者に対する経営改善の取り組み
- ②青年部を中心とした被災事業所、住宅の復旧ボランティア作業の実施（安芸高田市社会福祉協議会との連携）
- ③事業者BCPに関する国の施策の周知
- ④事業者BCP策定セミナーへの当会経営指導員の参加
- ⑤コロナ禍における、事業者向け各種支援策の積極的活用による事業継続支援

### 【小規模事業者の事業者BCP策定期数（第1期）】

項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	合計
目標件数	8	8	8	8	8	40
実績件数	3	3	2	4	3	15
達成率	37.5%	37.5%	25%	50%	37.5%	37.5%

## II. 課題

令和3年8月豪雨の時に、本市においても吉田町の多治比川河川沿いの地域において多くの被災事業者が発生した。

当時は、災害に対応できる商工会BCPマニュアルも作成していたが、実際の豪雨災害が発生した時点で、当会がリーダーシップを發揮することができず、被災状況の情報収集にはじまり、安芸高田市当局や関係機関との連携並びに情報共有が不十分な状況となった。

またこれまで、地域の中小・小規模事業者に対して、BCP作成の必要性を周知してきたが、事業者に「作成の必要性」の認識が低く、且つ被災した事業者においても時間の経過とともに、被災したダメージを忘れてしまう現状もあった。

加えて、新型コロナウイルス等感染症対策として、地域内の中規模事業者に対して予防接種の推奨や手洗いの徹底などのルール作りや、マスクや消毒液等の衛生品の備蓄、保険の必要性を徹底して周知するなどの対策が必要である。

### III. 目標

- ①地区内の小規模事業者に対して、引き続き辛抱強く、自然災害や感染症等のリスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。
- ②発災時、非常時における連絡・情報共有を円滑に行うため、本会と安芸高田市当局と、被害情報報告・共有ルートを構築する。
- ③発災後に速やかな復興支援策行えるよう、また加えて地域内での感染症発生時には速やかに拡大防止措置を行えるよう、組織内における体制と関係機関との連携体制を平時から構築しておく。
- ④地域事業所の事業継続力強化計画の策定支援を行う。

年 度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度	令和 12 年度
計画策定件数	5 件	5 件	5 件	5 件	5 件

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに広島県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間
(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和8年4月1日～令和13年3月31日）
(2) 事業継続力強化支援事業の内容
<ul style="list-style-type: none"> <li>・本会と安芸高田市の役割分担・体制を整理し、両者が連携して次の事業を実施する。</li> </ul>
1) 事前の対策
<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和3年に作成した「安芸高田市商工会事業継続計画（B C Pマニュアル）」に基づき、本計画との整合性を整理し、自然災害発災時、また感染症発生時に速やかな応急対応対策等に取り組めるようとする。</li> </ul>
<b>①小規模事業者に対する災害等リスクの周知</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・巡回経営指導時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取り組みや対策（事業休業への備え、水災害補償等の損害保険や生命保険・共済加入、行政の支援の活用等）について説明する。</li> <li>・商工会報、ホームページ、公式LINE等において、国の施策の紹介やリスク対策の必要性、損害保険や生命保険、障害保険等の概要、事業所BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。</li> <li>・管内小規模事業者に対し、事業所BCPの策定による実効性のある取り組みの推進や効果的な訓練等について、指導及び助言を行う。</li> <li>・事業継続の取り組みに関する専門家を招聘し、管内小規模事業者に対する啓発セミナー や行政施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。</li> <li>・新型ウイルス感染症は、いつでもどこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく冷静に対応することを周知する。</li> <li>・新型ウイルス感染症に関しては、業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者に周知するとともに、今後の感染症対策につながる支援を実施する。</li> <li>・事業者に対して、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、IT やテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。</li> </ul>
<b>②安芸高田市商工会事業継続計画（B C Pマニュアル）の作成</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・当会においても、令和7年事業継続計画を作成した。</li> </ul>
<b>③関係団体等との連携</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・広島県中小企業共済協同組合と全国商工会連合会が協定を結んだ損害保険会社等に依頼し、会員以外も対象とした啓発セミナー や損害保険や生命保険、傷害保険等の各種保険の紹介等を実施する。</li> <li>・感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険（生命保険や傷害保険、感染症特約付き休業補償など）の紹介等も実施する。</li> </ul>

- ・関係機関へ啓発ポスターの掲示、セミナー等の共催も依頼する。

#### ④フォローアップ

- ・地域内小規模事業者の事業継続力強化計画（事業所B C P）の策定等の状況をヒアリングするとともに、継続支援を行う。
- ・安芸高田市商工観光課と、現状についての情報共有と改善点などについて協議する。

#### ⑤当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害が発生したと仮定し、安芸高田市との連絡ルートの確認等を行う。（訓練は必要に応じて実施する。）

### 2) 発災後の対策

- ・自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。その上で、下記の手順により、地域内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

#### ①応急対策の実施可否の確認

- ・発災後 24 時間以内に職員の安否報告を行う。
- ・当会のB C Pマニュアルに記載のラインワークスを活用し、職員の安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況（家屋被害や道路状況等）等を情報収集し、当会と安芸高田市とで情報共有する。
- ・国内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗いうがい等の徹底を行う。
- ・感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、安芸高田市における感染症対策本部設置に基づき本会による感染症対策を行う。

#### ②応急対策の方針決定

- ・当会と安芸高田市と間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。  
なお、職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況等の場合は出勤せず、まず職員自身が安全を確保し、警報解除後に勤務する。
- ・職員全員が被災する等により、応急対策ができない場合の役割分担を決める。
- ・大まかな被害状況を確認し、概ね10日以内に情報共有する。
- ・職員に対しての事務連絡は、非常時連絡網で、ラインワークス、電話等で情報伝達を行う。

(被害規模の目安は以下を想定)

大規模な被害がある	(1) 地域内 10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等比較的軽微な被害が発生している。 (2) 地域内 1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 (3) 被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。
被害がある	(1) 地域内の 1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 (2) 地域内 0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。
ほぼ被害はない	(1) 目立った被害の情報がない。

※なお、連絡がとれない地区については、大規模な被害が生じているものと考える。

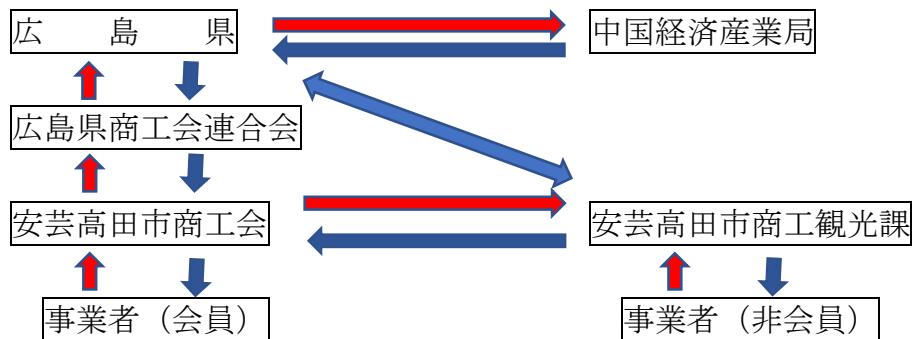
- ・本計画により安芸高田市と当会は、次表の間隔で被害情報を共有する。

発災後～1週間	1日に2回共有する
1週間～2週間	1日に1回共有する
2週間～1か月	1週間に1回共有する
1か月以降	2週間に1回共有する

### 3) 発災時における指示命令系統・連絡体制

- ・自然災害等発生時に、地域内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・自然災害による二次被害を防止するため、被災地区で行う活動について決定する。
- ・本会と安芸高田市は、自然災害による被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・本会は、全国商工会連合会の「商工会災害システム」に入力した被害状況を活用し、安芸高田市産業振興部商工観光課へ情報共有し、県の商工担当部署へ報告する。
- ・感染症流行の場合、国や都道府県等からの情報や方針に基づき、本会と安芸高田市が共有した情報を県の指定する方法にて本会又は安芸高田市より県へ報告する

- ・下図のとおり、情報共有または報告を行う。



#### 4) 応急対応時の地区内小規模事業者に対する支援

- ・相談窓口の開設方法について、安芸高田市と相談する。(当会は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する。)
- ・安全性が確保された場所において、相談窓口を設置する。
- ・地域内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施設（国や広島県、安芸高田市の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。
- ・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

#### 5) 地区内小規模事業者に対する復興支援

- ・広島県及び安芸高田市の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対して支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を広島県や安芸高田市、広島県商工会連合会、全国商工会連合会等に相談する。

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに広島県へ報告する。

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制	
(令和7年12月現在)	
(1) 実施体制（商工会の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／関係市町の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／商工会と関係市町の共同体制／経営指導員の関与体制 等）	
<pre>graph TD; A[安芸高田市商工観光課長] --- B[安芸高田市商工観光課]; A --- C[安芸高田市危機管理課]; B --- D[安芸高田市法定経営指導員]; D --- E[安芸高田市商工会本所]; D &lt;--&gt; B; C --- B;</pre>	
(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制	
①当該経営指導員の氏名、連絡先 経営支援課長 寺井朋也（連絡先は後述（3）の①参照） 安芸高田市商工会 731-0501 広島県安芸高田市吉田町吉田 979-2 TEL 0826-42-0560 FAX 0826-42-0243 E-mail akitakata@hint.or.jp	
②当該経営指導員による情報の提供及び助言（手段、頻度等） ※以下に関する必要な情報の提供及び助言を行う。 ・本計画の具体的な取り組みの企画・実行に関すること。 ・本計画に基づく進捗確認、見直し等のフォローアップに関するこ（年1回以上）	
(3) 商工会、関係市町連絡先 ①安芸高田市商工会 731-0501 広島県安芸高田市吉田町吉田 979-2 TEL 0826-42-0560 FAX 0826-42-0243 E-mail akitakata@hint.or.jp	
②安芸高田市役所 産業振興部商工観光課 731-0501 広島県安芸高田市吉田町吉田 791 TEL 0826-47-4024 FAX 0826-42-1003 E-mail shokan@city.akitakata.jp	

※その他

上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県に報告する。

(別表3)

## 事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
必要な資金の額	885	885	885	885	885
・専門家派遣費	350	350	350	350	350
・委員会運営費	35	35	35	35	35
・セミナー開催費	100	100	100	100	100
・広報物印刷費	200	200	200	200	200
・郵送費	150	150	150	150	150
・防災、感染症 対策費	50	50	50	50	50

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
・広島県小規模事業経営支援事業費補助金
・安芸高田市商工業振興事業補助金
・会費収入
・各手数料収入
ほか

(別表4)

事業継続力強化支援計画を作成する商工会及び関係市町以外の者を連携して、事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名
該当なし
連携して実施する事業の内容
該当なし
連携して事業を実施する者の役割
該当なし
連携体制図等
該当なし